第十九項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第十九項
分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
、第二十項	、同条第三十四項の規定により読み替えられた第二十項
各事業年度の	各事業年度又は各連結事業年度の
第二十九項	第二項
以後の各事業年度	又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度

（事業税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新令の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2　別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧令の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

3　四年新法第七十二条の十八第一項の規定により法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、所得税法等改正法附則第二十三条中「連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額（旧法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この条及び附則第三十五条第二項第二号イにおいて同じ。）が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち新法人税法第五十九条第一項から第四項までの内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額」として、同条の規定の例によるものとする。

4　四年新法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、所得税法等改正法附則第二十条第三項、第四項、第八項及び第十三項並びに第二十一条第二項、第四項及び第六項の規定の例によらないものとし、次の表の上欄に掲げる所得税法等改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

附則第二十条第一項	
各連結事業年度	各事業年度
連結欠損金個別帰属額（旧法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額	個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額
以下この条及び次条において	以下
当該連結欠損金個別帰属額	当該個別欠損金額

	生じた	生じた連結事業年度開始の日（附則第二十九条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該連結事業年度終了の日）の属する当該内国法人の
附則第二十条第二項	各連結事業年度	各事業年度
	連結欠損金個別帰属額を同項に規定する前十年内事業年度	個別欠損金額を当該各事業年度
	、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の内国法人の事業年度とみなして	みなして
附則第二十条第五項	第一項又は前項	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下「地方税法施行令改正令」という。）附則第四条第四項の規定により読み替えられた第一項
	この項又は	この項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第四項の規定により読み替えられた
	「令和二年改正法	「読替え後の令和二年改正法
	「と、「第九項若しくは」とあるのは「第九項若しくは」と、「の規定」とあるのは「の規定」又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定」と	みなして
	（第二項又は令和二年改正法	（第二項又は読替え後の令和二年改正法
附則第二十条第六項	「と、「又は第五十八条第一項」とあるのは「若しくは第五十八条第一項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「同条第六項及び第七項」とあるのは「第二項」と、「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」とあるのは「第二項」と、「又は次項」とあるのは「若しくは次項又は同条第四項」と	」と
	令和二年改正法附則第二十条第一項」とする	読替え後の令和二年改正法附則第二十条第一項」とする
第一項の規定により		地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた第一項の規定により